

医薬品副作用被害救済制度へのご案内

新型コロナワクチンにも！

医薬品副作用被害救済制度の基本について

私に関係のある制度ですか？



お薬を使うときに思い出してください。

医薬品 副作用被害 救済制度



お薬の副作用は、だれにでも起こる可能性があります。

医薬品は正しく使っても、副作用の発生を防げない場合があります。そこで、医薬品（病院・診療所で処方されたものの他、薬局等で購入したものも含まれます）を適正に使用したにもかかわらず、その副作用により入院治療が必要になるほど重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う公的な制度が、「医薬品副作用被害救済制度」です。暮らしに欠かせないお薬だから、いざというときのために、一般の方も、医療関係者の方にも、ぜひ知っておいてほしい制度です。



給付の仕組み（請求、判定、諮問、決定など）について



◎救済制度についての詳細は、PMDAにご相談ください。

救済制度
相談窓口

0120-149-931

受付時間：午前9:00～午後5:00 / 月～金(祝日・年末年始を除く)